

青森県報

号外第六十六号

平成十九年
七月十二日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局)…一

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………(同)……………二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任……………(同)……………二

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式等……………(同)……………二

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙の様式等……………(同)……………三

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等……………(同)……………四

参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数……………(同)……………五

参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………六

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………(同)……………六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十九年七月十一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

- 平成十九年七月十二日
- 青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人
- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二三、八二三 人
 - 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………(同)……………六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………(同)……………六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………(同)……………七

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………七

参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同)……………七

十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六五、一〇七 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、四五六 人
- 西津軽郡選挙区 六、八二二 人
- 南津軽郡選挙区 六、九七〇 人
- 北津軽郡選挙区 八、六〇四 人
- 上北郡選挙区 二九、四八五 人
- 三戸郡選挙区 二二、三七六 人
- 青森市選挙区 八五、六九四 人
- 弘前市選挙区 五二、二五四 人
- 八戸市選挙区 六六、八一六 人
- 黒石市選挙区 一〇、五〇八 人
- 五所川原市選挙区 二一、四五七 人
- 十和田市選挙区 一八、三三二 人
- 三沢市選挙区 一一、四三一 人
- むつ市選挙区 二二、五六三 人
- つがる市選挙区 一〇、九三四 人
- 平川市選挙区 一三、一九三 人

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選 挙 分 会 長	氏 名	住 所	選 挙 長 職 務 代 理 者	氏 名	住 所
川村 能人	北津軽郡板柳町大字板柳 字土井一九番地		野沢 龍夫	三戸郡階上町大字赤保内 字道仏道添一七番地六四	

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選 挙 分 会 長	氏 名	住 所	選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者	氏 名	住 所
一戸 一剛	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中 村町字中山ノ井二四番 地		和田 元見	上北郡七戸町字寒水八番 地八	

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

様式

「参議院青森県選挙区選出議員選挙用」

投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で左記のように表示する。

選挙区

参議院青森県選挙区選出議員選挙投票

第二十一回

点字投票

印

○注 意
ちゆうい
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしや しめい
候補者氏名

12.8 cm

8.0 cm

紙質は上質紙一一 kg片面刷りとし、紙色は薄い黄色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇mm平方の印とし、黒刷込みとする。

様式

「参議院比例代表選出議員選挙用」

投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で左記のように表示する。

比例

参議院比例代表選出議員選挙投票

第二十一回

点字投票

印

○注 意
ちゆうい
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 または略称を、欄内に一つ書くこともできること。

こうほしや しめい または他の
候補者氏名の 政党の 政治団体名 若しくは 政党の 略称

12.8 cm

8.0 cm

紙質は上質紙一一 kg片面刷りとし、紙色は白色、赤刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇mm平方の印とし、赤刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十九年七月十二日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十四条の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十九年七月十二日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第八十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の

場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 場所 青森市長島一丁目一番一号
青森県庁西棟八階大会議室
- 二 日時 平成十九年七月三十一日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 場所 青森市長島一丁目一番一号
青森県庁西棟八階大会議室
- 二 日時 平成十九年七月三十一日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することができる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

制限額 三九、一七八、四〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたと告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十九年七月十二日は青森県庁西棟八階大会議室とする。

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十九年七月二十六日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 一 戸 一 剛

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十九年七月二十六日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭